

e-Tax利用者ファイル等作成ツールについて

1 目的

本ツールは、社内システム等で管理されている店舗一覧や酒類販売数量等のデータを、国税庁が提供しているe-Taxソフトで使用するデータに変換するツールです。

社内システムで保有する既存データに合わせ、本ツールを加工するなどしてご利用ください。

なお、本ツールの使用に当たっては、次の事項にご留意ください。

- ・ 有償無償を問わず本ツールを譲渡、販売、レンタル又はリースしないでください。
- ・ 本ツールは、使用者の責任において使用してください。
- ・ 本ツールの使用から生じた損害については、一切責任を負いません。
- ・ 本ツールの複製、変更は可能です。使用者の責任において行ってください。
- ・ 税制改正等に伴う本ツールの修正は行いません。

2 ツールの概要

本ツールは、エクセルを利用し、社内システム等のデータからe-Taxソフトで使用する利用者ファイルを作成します。当該ファイルをe-Taxソフトで開くと各酒類販売場の酒類販売数量等のデータが作成されており、販売数量等のデータを改めて入力する必要はありません。

対応している報告書等は、次のとおりです。

- ・ 酒類の販売数量等報告書
- ・ 「20歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

3 事前準備

(1) 利用者識別番号・電子証明書の準備

法人税等申告書の提出で使用している利用者識別番号・電子証明書を担当部署にご確認ください。それぞれの暗証番号もご確認ください。

(2) e-Taxソフトのインストール

e-Taxソフトがインストールされていない場合、e-Taxホームページの「e-Taxソフトのダウンロードコーナー」よりe-Taxソフトをダウンロードします。必要に応じて、ルート証明書のインストールや電子証明書の登録を行います。

(3) e-Taxソフトの税目追加インストール

e-Taxソフトに「申請 酒税」をインストールしていない場合は、追加インストールが必要です。

(4) 各店舗の基本情報

各店舗名や住所、販売管理者の研修受講年月日、生年月日、販売責任者の年齢等が必要となります。

4 入力要領

(1) 基本項目シート

e-Tax利用者ファイル等作成ツール (Ver8.02) 色表示部分が入力項目です

提出年月日	2024年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> 提出年月日 入力不要 報告対象年度 R5.4~R6.3の場合 →西暦「2023」年度 利用者識別番号～代表者住所 全て入力 業態区分 リストボックスより選択 従業員数～酒類に係る受取りペート 店舗単位ではなく事業全体で入力 	
報告対象年度	西暦 2023 年度		
利用者識別番号	222222222222200		
法人番号 (MyNo.)	7000012050002		
郵便番号	111-1111		
住所又は本店所在地	さいたま市中央区新都心本店所在地		
氏名又は名称	株式会社法人名		
氏名又は名称 (全角カナ)	ホウジンメイ		
電話番号	011-111-1111		
代表者氏名	代表者 氏名		
代表者氏名 (全角カナ)	ダイヒョウシヤ シメイ		
代表者住所	さいたま市中央区新都心代表者住所		
業態区分	3 : スーパーマーケット	3	
従業員数	100	人	
損益項目	総売上高	1,000,000,000	円
	内酒類小売分	100,000,000	円
	売上総利益	250,000,000	円
	内酒類小売分	9,000,000	円
	営業利益	50,000,000	円
	内酒類小売分	1,000,000	円
	税引前純利益	20,000,000	円
酒類に係る受取りペート	100,000	円	

利用者ファイル作成

店舗番号 (個別データ確認用)	A店
販売数量等報告書	作成
20歳未満者飲酒防止等報告書	作成

- ・ 店舗番号 (個別データ確認用) …リストボックスで選択
印刷非表示となっている部分に確認用として入力した店舗情報が表示されます。
- ・ 販売数量等報告「作成」ボタン、20歳未満飲酒防止等報告書「作成」ボタン
以下の(2)～(6)を入力し、「作成」ボタンを押下することで、それぞれe-Taxソフト用の利用者ファイルが作成されます。

(2) 店舗一覧シート (1/2)

店舗番号	酒類免許場整理番号	基本項目(販売場)										
		販売場名称	郵便番号	販売場所在地	電話番号	所轄署	店舗全体の面積	酒類売場の面積	営業時間区分	営業開始時間	営業終了時間	定休日
A店	12345678	スーパー○○A店	111-1111	埼玉県さいたま市浦和区	111-111-1111	浦和	100.00	100.00	24時間以外	10:00	21:00	なし
B店	87654321	スーパー○○B店	222-2222	埼玉県さいたま市大宮区	222-222-2222	大宮	200.00	200.00	24時間			月曜日
C店	00009999	スーパー○○C店	333-3333	埼玉県さいたま市岩槻区	333-333-3333	春日部	50.00	150.00	24時間以外	9:00	21:00	

- ① 店舗番号
任意の番号・略称を入力
(黄色塗りつぶしの最上段の店舗は、①本店所在地に所在する店舗→②本店所在地の管轄税務署内のいずれかの店舗→③本店所在地の都道府県内のいずれかの店舗→④いずれかの店舗 の順で入力)
- ② 酒類免許場整理番号
税務署担当者より提示された番号を8ケタで入力
(移転や組織再編があった場合は、番号が変わります)
- ③ 販売場名称～定休日
各店舗の情報を入力
 - ・ 所轄署…●●税務署の●●のみを入力又は選択 (正確に入力)
 - ・ 営業時間区分…リストボックスより選択
 - ・ 営業開始時間、営業終了時間…0:00～23:59を「00:00」形式で入力
(数式バーには「00:00:00」表示、24時間の場合は入力不要)

(3) 店舗一覧シート (2/2)

酒類販売管理者関係											
酒類販売管理者氏名	酒類販売管理者生年月日	研修受講年月日	販売責任者1氏名	年齢	基準	販売責任者2氏名	年齢	基準	販売責任者3氏名	年齢	基準
山田 一郎	1984/10/22	2019/4/30	A店責任者1	51	1	A店責任者2	52	2	A店責任者3	53	7
山田 二郎	1988/1/2	2019/5/1	B店責任者1	22	2	B店責任者2	31	1			

① 酒類販売管理者氏名 選任している酒類販売管理者の氏名、生年月日、研修受講年月日を入力
 ~研修受講年月日 入力

② 販売責任者1氏名 酒類販売管理者に代わる責任者の氏名、年齢、基準を最大8名まで
 ~基準 入力

(責任者の氏名については、夜間(23時から翌日5時)において、酒類の販売を行う場合、酒類販売管理者が長時間不在の場合、酒類売場の面積が著しく大きい場合等に氏名が必要。「様式_二十歳」シートの90行~96行を確認願います。)

(4) 販売数量シート

全店舗分販売数量データ

店舗番号	酒類	卸売業者(ℓ)	小売業者(ℓ)	小売数量(ℓ)	在庫数量(ℓ)
A店	清酒			1010	1210
A店	合成清酒			1020	1220
A店	連続式蒸留焼酎			1030	1230
A店	単式蒸留焼酎			1040	1240
A店	みりん			1050	1250
A店	ビール			1060	1260
A店	果実酒			1070	1270
A店	甘味果実酒			1080	1280
A店	ウイスキー			1090	1290
A店	ブランデー			1100	1300
A店	原料用アルコール			1110	1310
A店	発泡酒			1120	1320
A店	その他の醸造酒			1130	1330
A店	スピリッツ			1140	1340
A店	リキュール			1150	1350
A店	雑酒			1160	1360
A店	粉末酒			1170	1370

① ② ③ ④

各店舗・品目ごとの小売・在庫数量を入力

① 店舗番号 「店舗一覧」シートの店舗番号と一致させる

② 酒類 いずれかの品目をリストボックスより選択又は貼り付け(後述「(7)補助機能等シート」により一括置換可)

該当がない品目は、入力不要

③ 卸売業者・小売業者 卸売業者のみ入力

④ 小売数量・在庫数量 ℓ単位で入力

・その他

社内のシステムに保有する販売数量等のデータを貼り付けるシートです。

「基本項目」シートの店舗番号と一致していないと正しく報告書等に反映されません。

なお、「様式_販数量」シートには、データベース関数(具体的には”DSUM”)を使用しているので、「店舗番号」及び「酒類」のキーが重複したデータがある場合は、その合計値が「様式_販数量」シートに反映されます。列の挿入は可能ですが、項目名(黄色セル)の変更及び列の削除はしないでください。

また、本ツールには、社内システムの酒類区分名を本ツールで使用する酒類区分名に一括で置換する機能を設けています。(7)補助機能等シートを確認してください。

・誤りやすい事例

「雑酒」に入力がある…販売している酒類が本当に雑酒か確認してください。

「単位」がml…入力単位は「ℓ」となるのでご注意願います。

「卸売業者(ℓ)」「小売業者(ℓ)」に入力がある…酒類卸売業者のみが入力します。

(5) 様式_販数量シート

現在、入力が必要な箇所なし

(6) 様式_二十歳シート

001-3007

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

名称(年月日)	(住所) 〒111-1111	学校設置者名	設置者名	00145	整理番号	0004321
大宮 株式会社 期	さいたま市中央区新都心本町西2-1					01-11-1111
001 (店舗全体の情報)	株式会社名	代表者 氏名	代表者 氏名	代表者 氏名	代表者 氏名	
002 (店舗の場所)	〒111-1111	〒111-1111	〒111-1111	〒111-1111	〒111-1111	
003 (表示条件)	小売業 (非小売業を含む)	24時間	時分	時分	時分	
004 (酒類小売業等の区分)	酒類小売業(酒類小売業)	酒類小売業(酒類小売業)	酒類小売業(酒類小売業)	酒類小売業(酒類小売業)	酒類小売業(酒類小売業)	
005 (表示基準)	全期(4月1日現在)	全期(4月1日現在)	全期(4月1日現在)	全期(4月1日現在)	全期(4月1日現在)	

項目	区分	取扱店数	取扱店数
1 酒類の陳列場所を設けて販売している。	は	100	100
2 酒類の陳列場所を設けて販売していない。	は	100	100
3 酒類の自動販売機を設置している。	は	100	100

1面

項目	区分	取扱店数	取扱店数
1 酒類の自動販売機を設置している。	は	100	100
2 酒類の自動販売機を設置していない。	は	100	100
3 酒類の自動販売機を設置している。	は	100	100

2面

項目	区分	取扱店数	取扱店数
1 酒類の自動販売機を設置している。	は	100	100
2 酒類の自動販売機を設置していない。	は	100	100
3 酒類の自動販売機を設置している。	は	100	100

3面

項目	区分	取扱店数	取扱店数
1 酒類の自動販売機を設置している。	は	100	100
2 酒類の自動販売機を設置していない。	は	100	100
3 酒類の自動販売機を設置している。	は	100	100

4面

項目	区分	取扱店数	取扱店数
1 酒類の自動販売機を設置している。	は	100	100
2 酒類の自動販売機を設置していない。	は	100	100
3 酒類の自動販売機を設置している。	は	100	100

5面

項目	区分	取扱店数	取扱店数
1 酒類の自動販売機を設置している。	は	100	100
2 酒類の自動販売機を設置していない。	は	100	100
3 酒類の自動販売機を設置している。	は	100	100

6面

・一般的な店頭小売業の入力内容となっているため、黄色セルを必要に応じ修正する。

※ 基本項目シートの「作成」ボタンを押下すると、店舗一覧シートに入力した店舗分のデータが一括で作成されますが、黄色セルに入力した情報は、全店舗同一の情報となります。修正が必要な店舗がある場合は、e-Taxソフトにデータを取り込んだ後に、修正入力を行ってください。

(例) A店、B店、C店(3店舗)あり、C店のみ通信販売を行っている場合
 → C店について、表示基準の実施状況等欄「2 酒類の通信販売～行っている。」の区分を「いいえ」から「はい」に修正する必要があります。

なお、修正入力の方法は次のとおりです。

- ① e-Taxソフトを起動し、左メニュー「作成」から「申告・申請等」をクリックし、「申告・申請等一覧」画面で、訂正するファイルをダブルクリックしてください。
- ② [e-Taxソフトによる『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書作成マニュアル](#)の5ページ「6」から10ページ「9」の作業を行ってください。

(7) 補助機能等シート

【一括印刷機能】



【一括印刷機能】

- ・販売数量等報告
 - ・20歳未満飲酒防止等報告
- 各ボタンを押下することにより、各店舗の報告書等が出力される。

なお、一度押すと全ての店舗が出力される。

【酒類区分補正処理】

社内システムの酒類区分名を、当該ツールで使用する酒類区分名に置換します。

以下の表に社内システムで使用している酒類区分名を入力し、置換ボタンをクリックしてください。

(黄色の部分が入力部分です。青色部分は当該ツールで使用している酒類区分名です。)

置換

変更前 酒類区分	変更後 酒類区分
清酒	清酒
合成清酒	合成清酒
連続式蒸留焼酎	連続式蒸留焼酎
単式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎
みりん	みりん
ビール	ビール
果実酒	果実酒
甘味果実酒	甘味果実酒
ウイスキー	ウイスキー
ブランデー	ブランデー
原料用アルコール	原料用アルコール
発泡酒	発泡酒
その他の醸造酒	その他の醸造酒
スピリッツ	スピリッツ
リキュール	リキュール
雑酒	雑酒
粉末酒	粉末酒

【酒類区分補正処理】

社内システムの販売数量等のデータを「販売数量」シートに貼り付けた場合で、社内システムと本ツールとで酒類区分名が異なる場合に使用する。

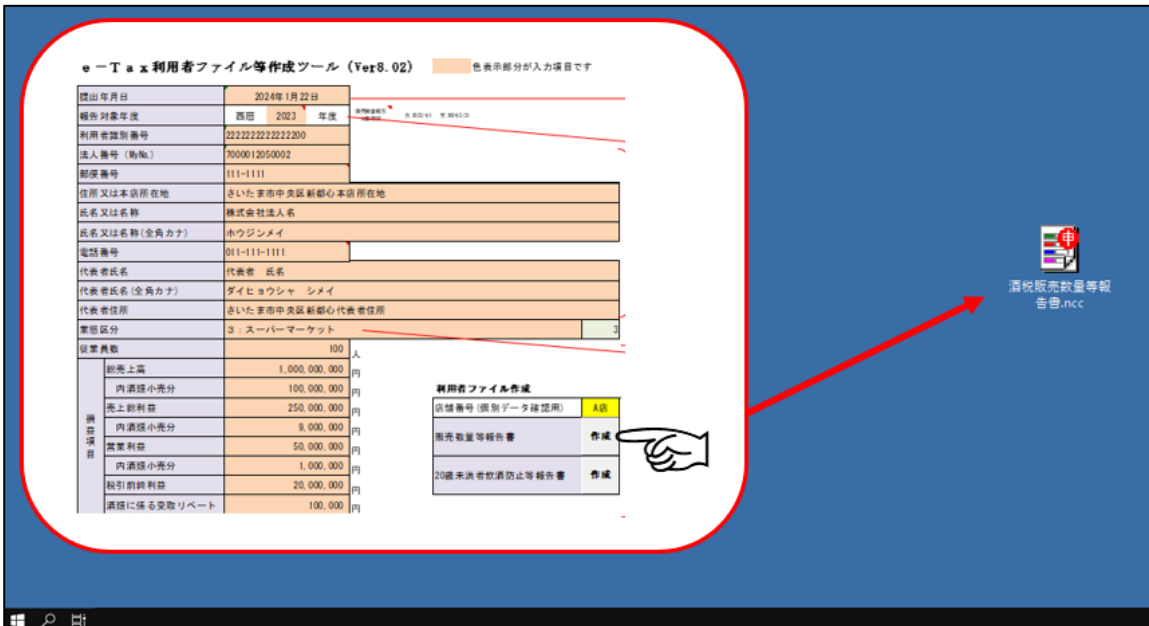
「変更前 酒類区分」(左の黄色セル)に社内システムにおける品目を入力することで、本ツールに合わせて品目に変更することができる。

5 e-Taxソフトへの取込手順

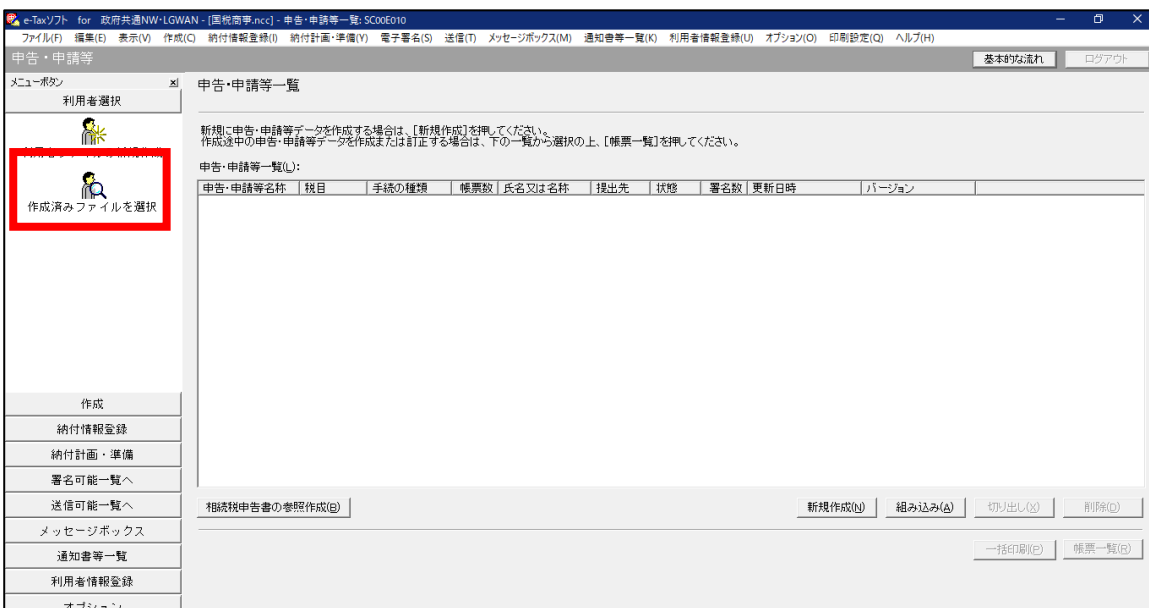
ここからは、e-Tax利用者ファイル等作成ツールで作成したデータを、e-Taxソフトに取り込む手順について説明します。

e-Taxに関する詳細は、[e-Taxホームページ \(https://www.e-tax.nta.go.jp\)](https://www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

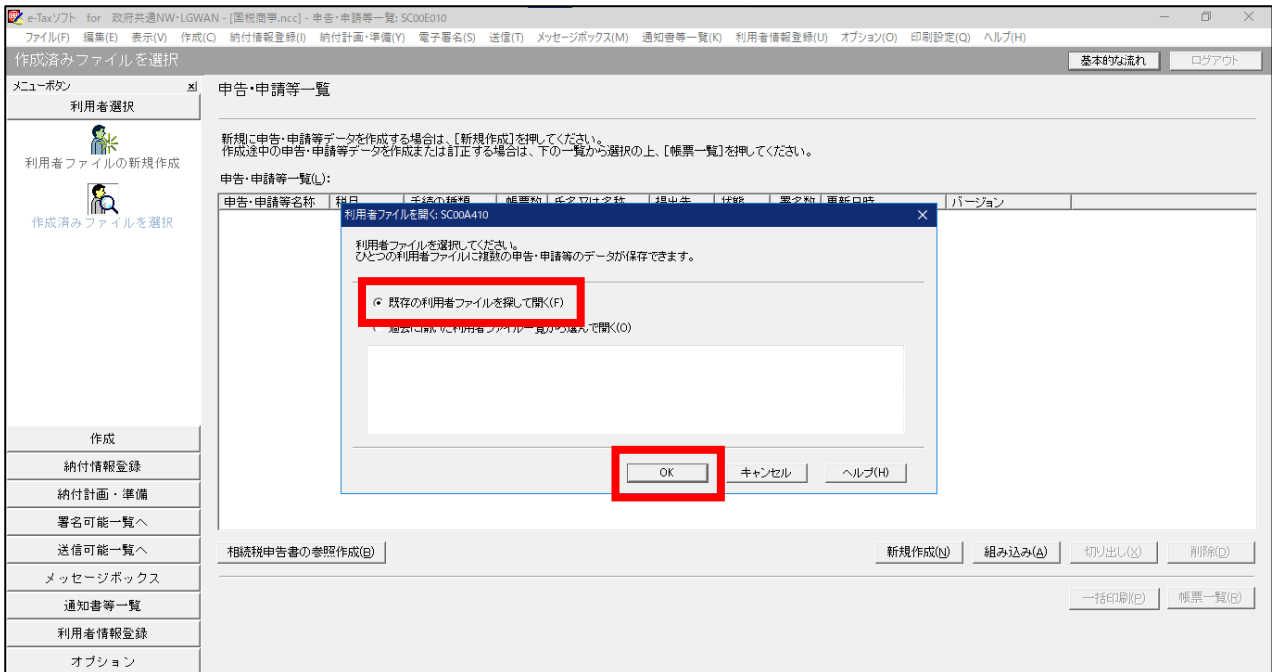
(1) e-Tax利用者ファイル等作成ツールの**作成**をクリックして、作成したデータを適宜の場所に保存します。



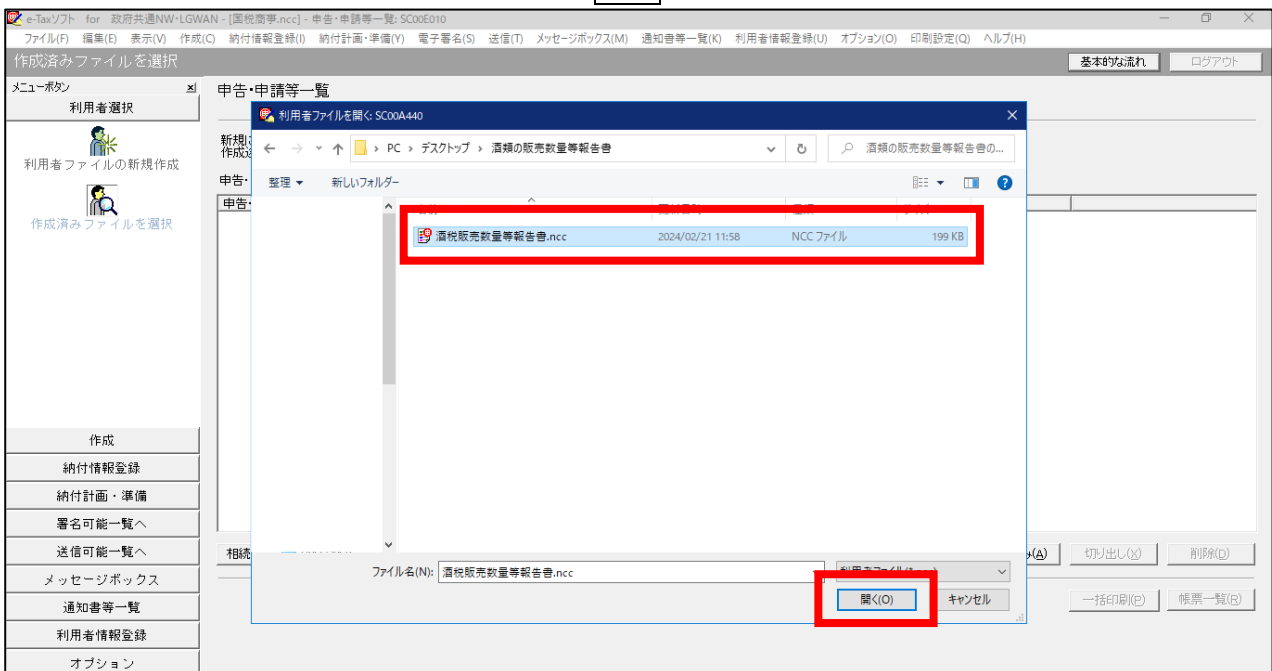
(2) 保存したデータをダブルクリックします。(e-Taxソフトが起動(下图))
→左メニュー「利用者選択」から「作成済みファイルを選択」をクリックします。



(3) 「既存の利用者ファイルを探して開く(F)」にチェックを入れ、**OK**をクリックします。



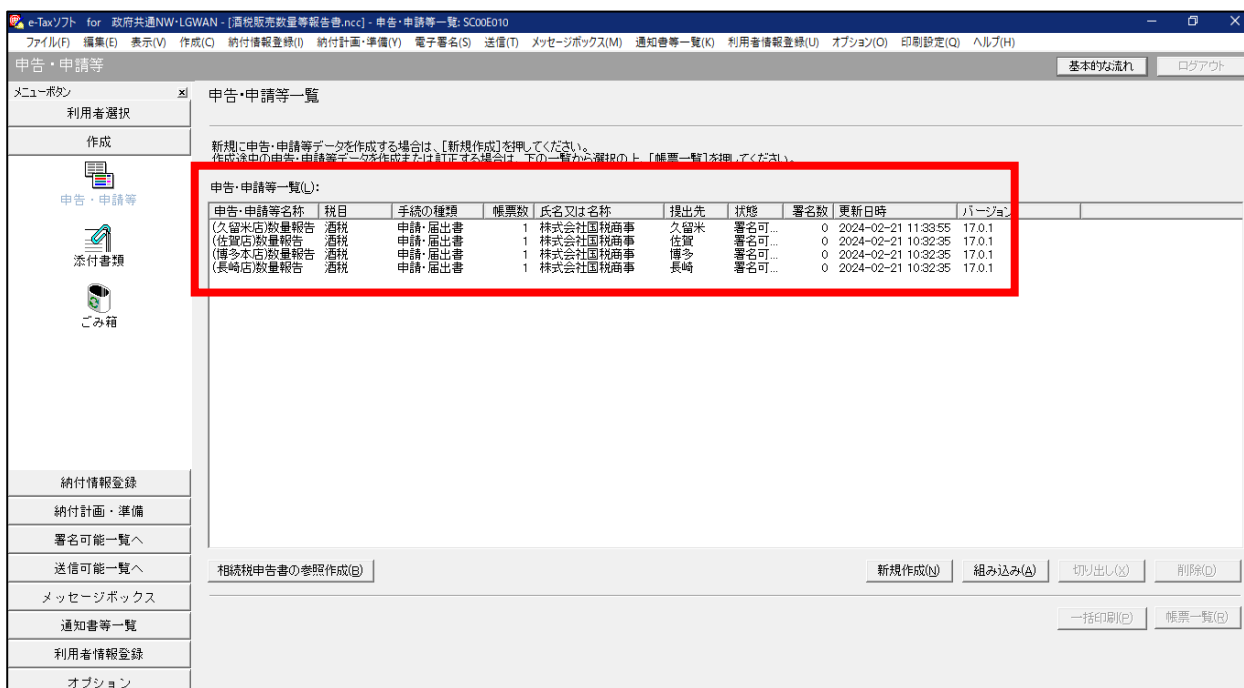
(4) (1) で保存したデータを選択し、**開く**をクリックします。



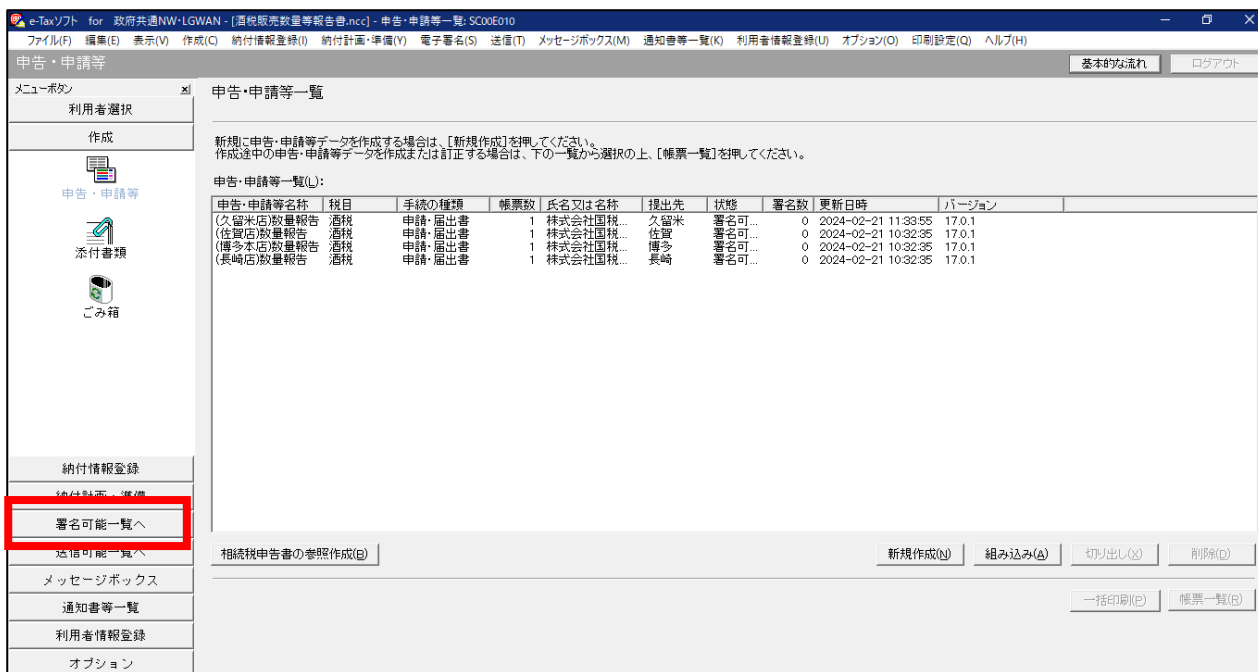
(5) 左メニュー「作成」から「申告・申請等」をクリックします。



(6) 表示された「申告・申請等一覧(L):」に、(1)で保存したデータが表示されていることを確認します。



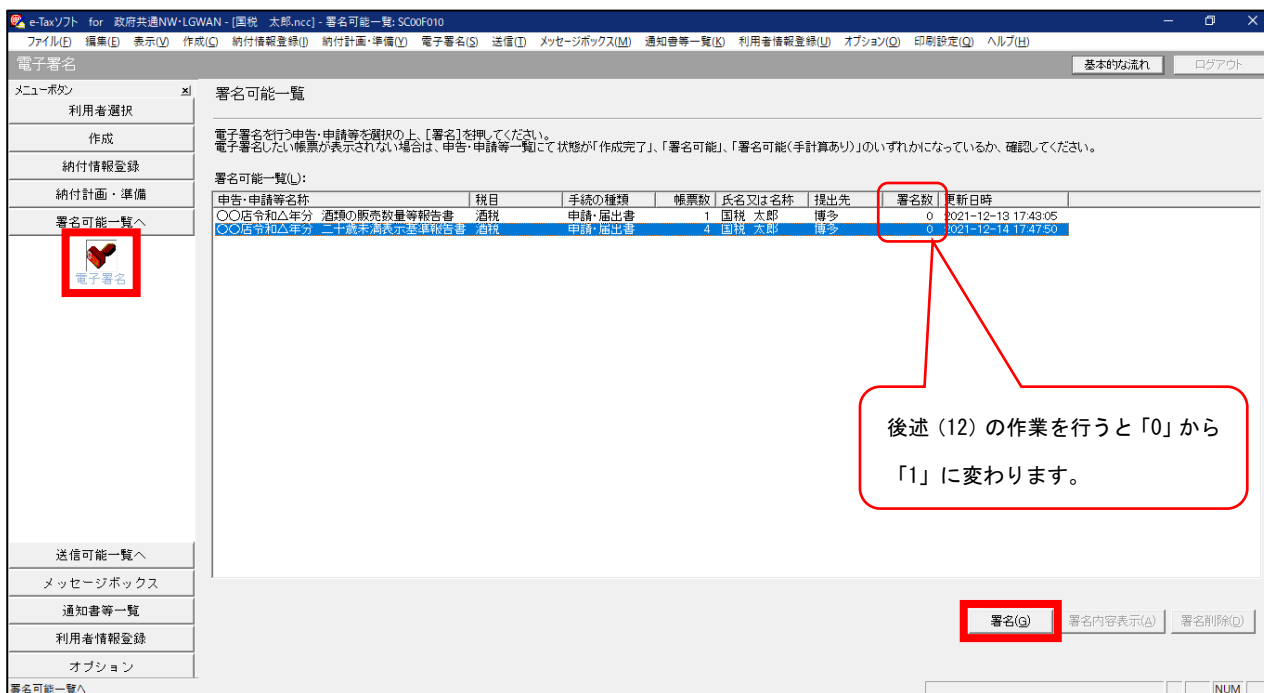
(7) 左メニュー「署名可能一覧へ」をクリックします。



(8) 左メニュー「署名可能一覧へ」の「電子署名」をクリックします。

「署名可能一覧」画面で、電子署名を付与する報告書を選択し、**署名**をクリックします。

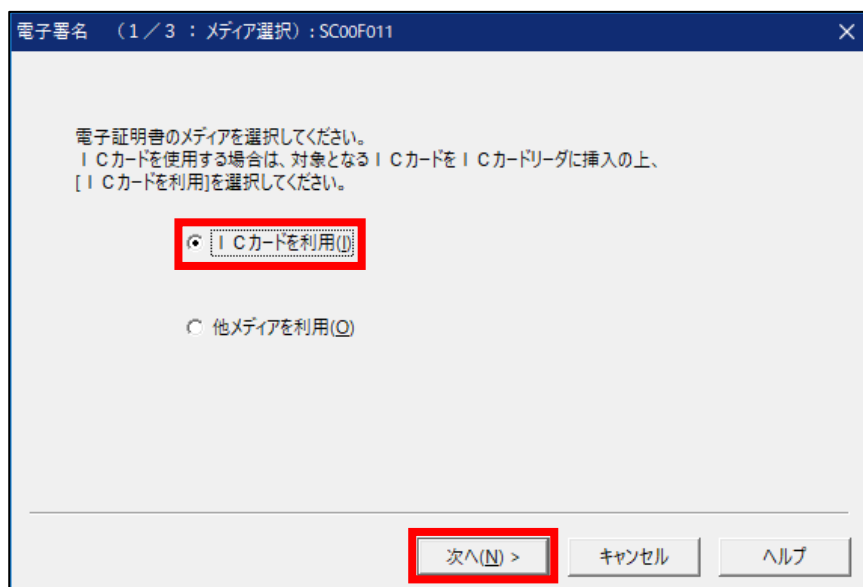
※「署名可能一覧」に表示される報告書は複数選択し、まとめて電子署名することも可能です。



(9) 使用する電子証明書を選択します。以下の画面はマイナンバーカードを使用する場合の流れです。

他の電子証明書を使用する場合は、[e-Tax ソフト操作マニュアル](#)をご覧ください。

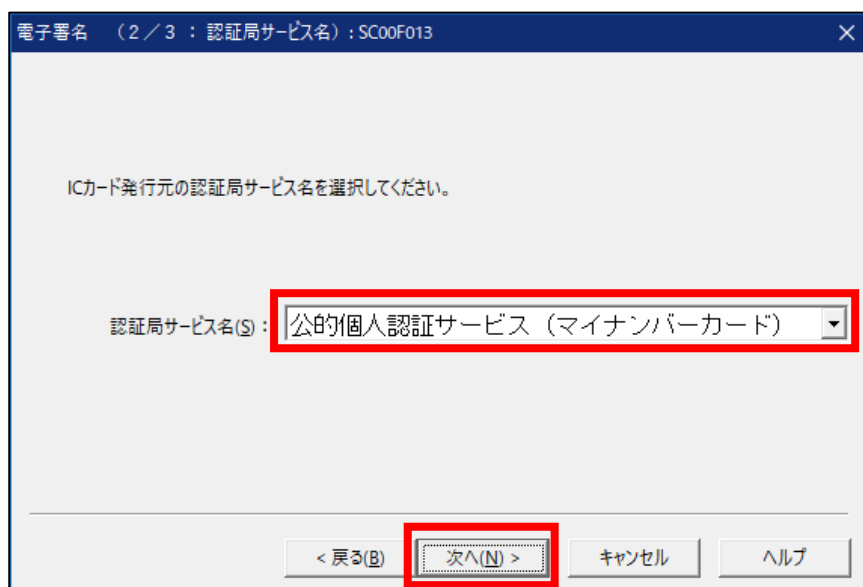
「ICカードを利用」を選択し、**次へ>**をクリックします。



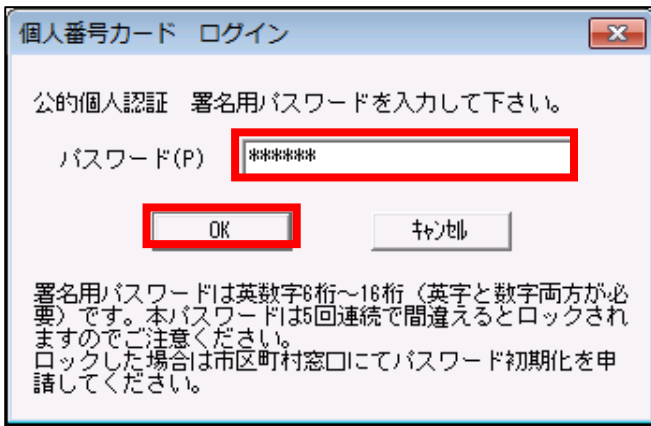
(10) マイナンバーカードをICカードリーダーライターにセットします。

認証局サービス名：「公的個人認証サービス（マイナンバーカード）」を選択し、

次へ>をクリックします。

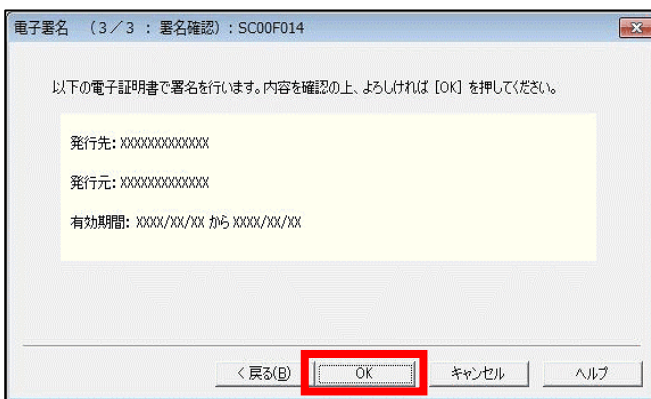


(11) 署名用パスワードを入力し、**OK**をクリックします。



(12) 表示された電子証明書の内容に間違いがないか、有効期間を経過していないかを確認し、**OK**をクリックします。

「署名可能一覧」画面に戻ります（(8)を参照）。電子署名を行った報告書について、「署名数」が「1」となっていることを確認してください。



(13) 左メニュー「送信可能一覧へ」から「送信」を選択します。

「送信可能一覧」画面で、送信する報告書を選択し、**送信**をクリックします。

※「送信可能一覧」に表示される報告書は複数選択し、まとめて送信することも可能です。



(14) 受付システムへのログイン画面が表示されます（既にログインしている場合は表示されません。）。

マイナンバーカードによるログインを行う場合、マイナンバーカードを IC カードリーダーライタにセットし、**OK**をクリックします。

利用者識別番号と暗証番号によるログインを行う場合、「暗証番号」を入力し、**OK**をクリックします。

受付システムログイン用暗証番号入力: SC00A051

暗証番号の入力

受付システムにログインします。
次のどちらかの方法を選択してください。

マイナンバーカードによるログイン(X)

マイナンバーカードでe-Taxにログインする方は、
マイナンバーカードをICカードリーダーライタにセットして[OK]を押してください。
マイナンバーカードでe-Taxにログインすると電子証明書の読み込みが行われずに
メッセージボックスに格納されている全てのメッセージを削除することができます。

利用者識別番号と暗証番号によるログイン(Y)

利用者識別番号(U): 1111 1111 1111 1111

暗証番号(P): *****

暗証番号の入力値を表示する(Y)

OK キャンセル ヘルプ(H)

※暗証番号をお忘れになった場合(受付システムにログインできない場合)

《秘密の質問と答えを登録している場合》
「暗証番号再設定」を押し、秘密の質問と答えをご入力ください。
再設定用パスワードの発行が行われます。
登録のメールアドレス宛にURLが記載されたメールが届きますので、URL
から再設定用パスワードの入力を行い、暗証番号の再設定を行ってください。

《秘密の質問と答えを登録していない場合》
秘密の質問と答え又はメールアドレスを登録していない方は、変更等届出
書を提出してください。
後日、税務署から仮の暗証番号が記載された通知書が届きますので、仮の
暗証番号でログインを行い、暗証番号の再設定を行ってください。

暗証番号再設定(A)

(15) フォルダの選択画面にて受信通知の格納フォルダを選択し、パスワードが必要な場合はフォルダ用パスワードを入力し、**OK**をクリックします。

※ 次回からこの画面を表示させない場合は「次回からこの画面を表示しない」にチェックを行ってください。

フォルダの選択: SC00G090

受信通知の格納先フォルダを選択してください。

表示するフォルダ(P): 共通フォルダ

フォルダ用パスワードを入力してください。

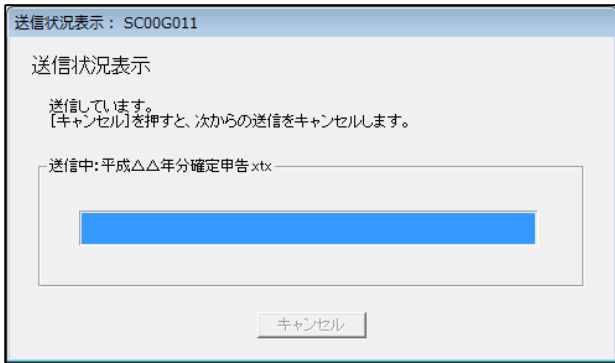
フォルダ用パスワード(P):

パスワードの入力値を表示する(Y)

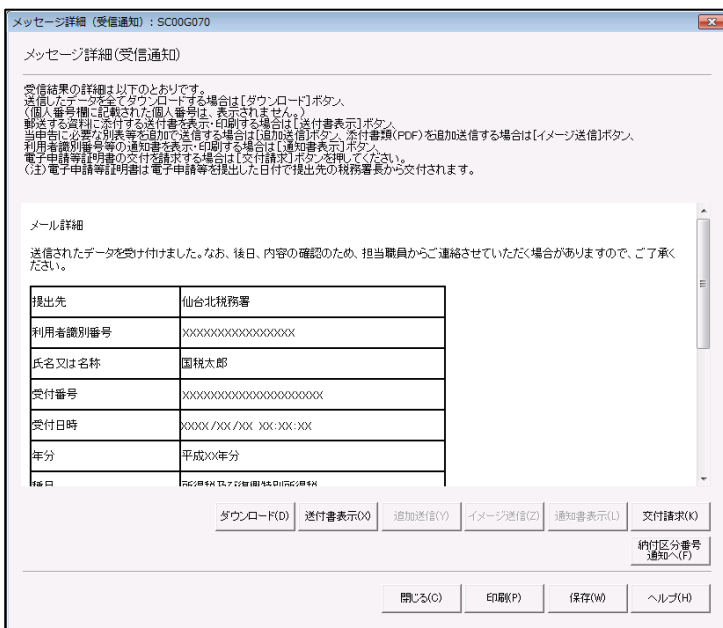
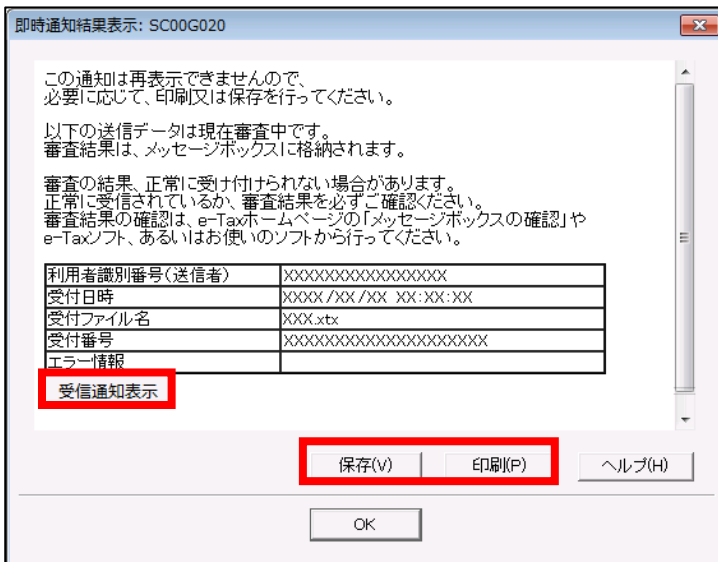
次回からこの画面を表示しない(C)

OK キャンセル ヘルプ(H)

(16) 報告書の送信が開始され、送信状況が表示されます。



(17) 送信が完了すると、ダイアログが閉じ、「即時通知結果表示」画面が表示されますので、即時通知結果の内容を確認し、必要に応じて印刷・保存をしてください。
受信通知表示をクリックし、受信通知を確認します。



(18) データの受付時にエラーが発生していないか確認します。

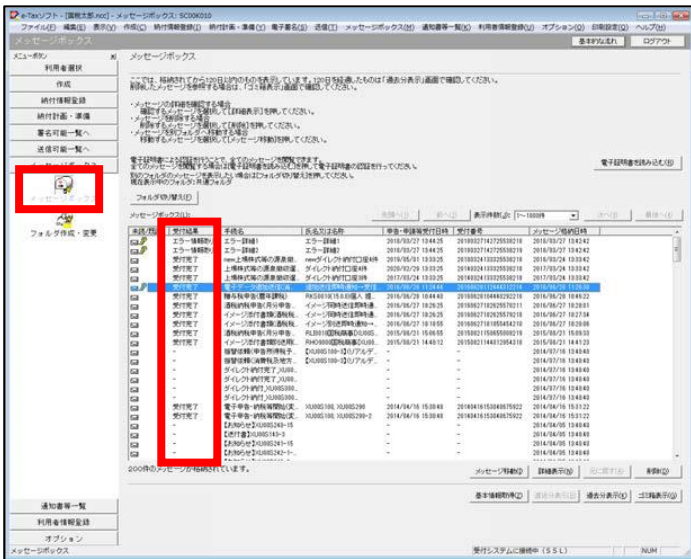
データ送信後、ある程度時間を置いてから、左メニュー「メッセージボックス」から「メッセージボックス」をクリックします。

メッセージボックス内に「エラー情報あり」のメッセージが届いていないか確認してください。

送信した報告書について「受付完了」のメッセージが届いており、エラーメッセージがなければ、有効な報告書が送信されています。

※ エラーメッセージが届いた場合、エラー情報から内容を確認し、修正等を行った上、再度申告・申請等データを送信してください。

※ 個人情報を含むメッセージの閲覧には、電子証明書の認証が必要です。



これで報告書の作成から送信までの一連の流れは終了です。